

2020年12月15日

文 書 送 付 書

弓 場 秀 昭 様

北 大 阪 総 合 法 律 事 務 所
〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目16番3号
西天満ファイブビル4階
TEL 06-6365-1132 FAX 06-6365-1256
弁護士 徳 井 義 幸

□件 名 損害賠償請求控訴事件

□送付書類 当方 1. 準備書面(1) 1通
2. 証拠説明書 1通
3. 甲69～70 各1通

□通 信 欄

前略

高裁の報告です。

第1回期日で予定通り結審し、判決は2月19日午後1時10分となりました。

なお、裁判所より双方に和解案(以下のとおり)が提示され、(まだ主任裁判官レベルの案で、判決と同じではないとの前提)1月8日までに双方が裁判所に返事をするということで、次回和解期日が1月19日午後2時となりました。

高裁主任裁判官案

解約 30万円

開示拒否 5万円 合計35万円

また年明けにご連絡いたします。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

草々



平成30年(ワ)第114号 損害賠償請求事件

原告 弓 場 秀 昭

被告 株式会社あさひ

証拠説明書 (被告)

令和2年3月31日

大阪地方裁判所

岸和田支部 民事4B係 御 中

被告訴訟代理人

弁 護 士 後 藤 秀 継



記

乙号証	標目	作成者	作成年月日	原本/写	立証趣旨
7	阪南市役所 及びケア マネージャー に対する 報告書	西口美智子	平成28年 5月12日、 13日 X	原本	被告代表者西口が 原告との訪問介護 サービス契約を解約 した翌日、阪南市役 所介護保険課を 訪れ、原告の言動に より同人との信頼 関係が崩れたので、 被告としては原告の 介護ができない旨の 報告説明をし、更に

					その翌日には原告を担当するケアマネジャーにも阪南市に対するのと同じ報告説明をする等して、もって向後原告が不自由することのないように被告が配慮した事実を証する。

					その翌日には原告を担当するケアマネジャーにも阪南市に対するのと同じ報告説明をする等して、もって向後原告が不自由することのないように被告が配慮した事実を証する。
--	--	--	--	--	--